法附則第五十七条第八項第二号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第二号	
法附則第五十七条第八項第三号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第三号	
法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車	
法附則第五十七条第八項第一号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第一号	

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第八条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「平成二十五年一月一日」を「平成二十六年一月一日」に改める。

附則第二条第二項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「、第十四条の九第三項」を「（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の九第三項（第一条第二項及び第十四条の十一第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「第十五条の四第二項」の下に「、第十六条の二第二項」を、「第二十条の九の三第一項及び」の下に「第三項並びに」を加え、「第四十三条（に」を「第二十六条第三項及び第四十三条（これらの規定を」に、「第三十八項、第四十項及び第四十一項」を「第二十八項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十四項及び第四十五項」に、「第五十三条第二十二項及び第二十三項」を「第五十三条第二十二項、第二十三項及び第二十八項」に、「第五十三条第三十八項」を「第五十三条第三十七項」に、「第五十三条第四十項及び第四十一項については第七百三十四条第三項において、第五十三条第四十四項及び第四十五項については第一条第二項において」に、「第七十二条の二十四の十第六項（これらの規定を」に、「第七十二条の七第四項及び第七十二条の二十四の十第六項から第六項まで」を「第七十二条の四十八の二第二項及び第四項から第七項まで」に改め、「第七十二条の四十九の二」の下に「、第七十二条の四十九の五第四項、第七十二条の四十九の八第一項及び第三項」を、「第七十二条の五十九」の下に「、第七十二条の六十三第三項、第七十二条の六十三の四第一項及び第三項」を、「第七十二条の七十八第六項」の下に「、第七十二条の八十四第四項」を、「第七十三条の八第四項」を、「第七十三条の三十四第一項」の下に「、第七十四条の七第六項」を、「第七十四条の二十五第一項」の下に「、第七十七条第四項」を、「第九十二条第一項」の下に「、第百十六条第四項」を、「第百四十四条の九第四項及び第五項」の下に「、第百四十四条の十一第五項」を、「第百四十四条の三十五第一項及び第二項」の下に「、第百四十四条の三十八第四項、第百四十四条の三十八の四第一項及び第三項」を、「第百五十二条第一項」の下に「、第百五十五条第四項」を加え、「第二百七十五条第二項並びに第二百八十三条第一項」を「第二百七十五条第二項、第二百八十三条第一項並びに第二百九十八条第三項」に改め、「第三百四十九条の四第六項及び第八項」の下に「、第三百五十三条第四項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）」を、「第三百九十六条第四項、第三百九十六条の四第一項、第四項及び第六項」を、「第四百四十七条第一項」の下に「、第四百五十条第三項」を、「第四百五十七条第一項」の下に「、第五百二十二条」の下に「、第五百二十五条第四項」を加え、「第五百九十九条第一項（」を「第五百八十八条第四項及び第五百九十九条第一項（これらの規定を」に、「第六百七十四条第四項、第六百八十条」に、「及び第七百条の六十四第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一条の四第二項、第七百一条の十六第一項」を「、第七百条の五十九第三項、第七百条の六十四第一項、第七百一条の四第二項、第七百一条の五第三項及び第七百一条の十六第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一条の六十三第一項、第七百二条の八第五項」を「第七百一条の六十三第一項並びに第七百一条の八第五項（これらの規定を第七百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第七百七条第四項」に、「第七百十八条第二項並びに第七百二十六条第一項（これらの規定を第七百三十五条」を「第七百三十三条の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五条第二項」に改める。

別表地方税法施行令の項中「第六条の八第三項」を「第六条の八第四項」に、「第六条の四第一項（第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第四項」を「第六条の四第一項及び第二項（同条第一項については第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第五項において、第六条の四第二項については第一条及び第六条の八第五項」に、「第六条の八第一項及び第二項」を「第六条の八第一項から第三項まで」に、「第六条の二十」を「第六条の十二第五項（第一条及び第六条の十二第七項において準用する場合を含む。）、第六条の二十」に改め、「第七条の三の四第一項」の下に「、第七条の四の七第一項」を加え、「第九条の七第十六項及び第二十八項」を「第九条の七第十三項、第二十三項及び第二十七項」に、「第二十四条の二第一項（第一条において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第一項」に改め、「第二十五条第一項」の下に「、第三十五条の二の二第一項、第三十五条の四の二第一項、第三十五条の七の四第一項、第三十七条の十五の二第一項、第三十九条の十の二第一項、第四十条第一項、第四十二条の四の二第一項、第四十三条の十二の二第一項、第四十三条の十七」の下に「、第四十三条の十七の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項」を、「第四十六条の三の二第一項」の下に「、第四十七条の五第一項」を加え、「第四十八条の九の八第一項及び第四項並びに第四十八条の九の九」を「第四十八条の九の八、第四十八条の九の九第一項及び第四項並びに第四十八条の九の十」に、「、第四十八条の十三第十七項及び第二十九項」を「、第四十八条の十三第十四項及び第二十四項並びに第四十八条の十三第二十八項（これらの規定を第五十七条の二第一項において準用する場合を含む。）」に、「第五十四条の四十二第一項」を「第五十二条の十三の二第一項及び第五十二条の十六第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十三条の二の二第一項及び第五十三条の八第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の三十二の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、